品質保証

製品保証について

弊社は住宅会社(元請会社)様に対し、以下の製品保証をいたします。
元請会社様はお施主様へ本保証内容を説明の上、「ご愛用のしおり」をお渡しください。

1 製品の保証範囲と内容

<table>
<tr><td colspan="2">保証の種類</td><td>赤錆10年保証</td><td>塗膜変褪色10年保証
塗膜10年保証
赤錆10年保証</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">①対象</td><td colspan="2">貴社施工の建築物の外壁材として使用された製品本体のみを対象とし、保証申請書に基づき弊社で登録した製品に限ります(ただし、本体切断端面、付属部材は除きます)。</td></tr>
<tr><td>・センターサイディング t-color シリーズ
・センターサイディング モノカラーシリーズ(マイクロガード商品除く)
・センターサイディング ベーシックシリーズ</td><td>・センターサイディング i シリーズ
・センターサイディング プレミアムシリーズ
・センターサイディング モノカラーシリーズ(マイクロガード商品)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">②保証内容
および
保証期間</td><td rowspan="2">保証対応 赤錆 10年</td><td>10年間</td><td>10年間</td></tr>
<tr><td>(1)赤錆の発生面積が全施工面積の5%以下であること</td><td>(1)赤錆の発生面積が全施工面積の5%以下であること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保証対応 塗膜 ●●年</td><td rowspan="2">(塗膜は保証対象外)</td><td>10年間</td></tr>
<tr><td>(2)塗膜のヒビ、割れ、剥がれ、膨れが著しく目立たないこと</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保証対応 変色・褪色 ●●年</td><td rowspan="2">(変色・褪色は保証対象外)</td><td>10年間</td></tr>
<tr><td>(3)塗膜の白亜化(チョーキング)、変褪色が著しく目立たないこと</td></tr>
<tr><td colspan="3">※保証期間の始期は施工完了日といたします。ただし、弊社出荷後6カ月を超えた製品を使って施工された場合、出荷日から6カ月を経過した日の翌日を保証期間の始期といたします。なお、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間といたします。
※保証内容(2)(3)については、製品本体を2m離れて目視したときに著しく目立たないことを保証するものです。
※保証内容に抵触するか否かは、弊社が判断するものといたします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③保証対象地域</td><td colspan="2">沖縄県および離島を除く日本国内</td></tr>
</table>

2 保証条件

(1)弊社が定める設計施工資料集(施工当時の最新版)に従い、純正または推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている日本国内の木造軸組、木造枠組みおよび鉄骨造で弊社より保証書が発行された物件。
(2)弊社ホームページに掲載する内容などに準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること。また、建物は建築基準法や関連する法律に準じて建築されていること。
(3)不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様に、その不具合について通知されていること。
(4)住宅会社様が、保証書発行申請書原本と弊社が発行した保証書を保管していること。
(5)不具合発見後直ちに、当該不具合が完全に補修されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないように保護措置がとられていること。
(6)保証対象品が完全に補修されるまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合が発生した物件へ立ち入り、調査を行うことをお施主様に許諾いただけること。

3 保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することはできません。

4 補償方法

保証内容に抵触する事態が生じた場合は、住宅会社様が保管している保証書および保証書発行申請書をご呈示いただいた上で、不具合が対象製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとし、次のいずれかのうち、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。
(1)不具合部分の対象製品自体の補修。
(2)不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。
(3)不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格(※)に相当する金額の返金。
・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、販売当時の販売価格を上限として弊社が査定する金額。
・施工後3年目以降保証期間満了までの間に発覚した不具合の場合、経過年数ごとに減額された製品査定額を上限として弊社が査定する金額。
※防水紙・シーリングなどの付属部材、胴縁下地、仮設足場および施工手間に相当する価格は除きます。
(4)その他、協議の上最も適当と判断した方法。

5 免責事項

5-1　建物の場所に関するもの　― 変質・変形するおそれのある場所に使用されたことに起因する不具合 ―

一般に通常の環境条件下で正常に使用された場合に保証するものとし、下記のような特殊な環境、過酷な条件下で使用された場合を除きます。

①海岸近く（センターサイディングiシリーズは１㎞以内、その他は５㎞以内）の塩害発生の恐れのある地域での不具合。
②融雪剤・凍結防止剤・塩などによる塩害発生の恐れのある地域での不具合。
③通常の経年変化による汚れ・変色などで同種の近隣住宅と不具合程度に差がない場合。
④地盤もしくは周辺環境に起因する不具合。
⑤特殊環境地域（温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩酸を発する施設や工場、塩害地域、湖・河川などの周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域）における不具合。

5-2　施工に関するもの　― 施工管理に起因する不具合 ―

①弊社の商品カタログ、設計施工資料集、取扱説明書、ホームページなどに掲載された事項に反する、または遵守されない設計、保管、搬送、施工による不具合。
②弊社純正または推奨の付属部材を使用しなかった場合および弊社製品以外の部材による不具合。
③加工時、運搬時、施工時および不適当な保管方法により発生した不具合。
④釘部の錆、加工時の切り粉および付着物などを、清掃および補修を行わず放置したために発生した不具合。
⑤加工部（切断面、端面、現場加工部）またはボルト、ナット、釘、ビス、連結金具、異種金属などとの接触およびその近傍に発生した不具合。
⑥防腐、防蟻などの化学薬品で処理された木材などとの組み合わせた使用による不具合。

5-3　使用部位に関するもの　― 水が滞留する部分、高温、多湿となる部分に使用されたことに起因する ―

①台所、浴室、トイレなどの極端に湿気の多い場所で発生した不具合。
②高温環境下にある熱源の近傍における不具合。

5-4　施工後の問題に起因するもの

①居住者（管理人を含む）または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による不具合。
②施工後の外力によって発生した損傷。
③外装材施工完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板などの取り付け工事による不具合。
④たわし・ブラシなどの不適切な器具および薬品を用いた洗浄または不適切な高圧洗浄による不具合。
⑤軒下、庇の下部、出窓の下部などの雨のかからない箇所での定期的洗浄不足による不具合。
⑥隣接する他の構造物からの汚れまたは鉄道などからの鉄粉によるもらい錆で発生した不具合。
⑦動物の排泄物の存在する箇所で発生した不具合。
⑧伝い水によるよごれ、もらい錆、カビ、藻類による不具合。
⑨内部結露による裏面からの不具合。

5-5　製品に起因しない不具合

①建築・躯体の構造および仕様に関わる設計および施工不良、または建築基準法および関係法規に違反した仕様による不具合。
②下地材の品質、下地材の腐食・腐朽または経年変化による下地材の反り、くるいによる不具合。
③シーリング自体、補修塗料、現地塗装を使用した箇所およびそれらに関わる不具合。
④天災、地変、火災などの不可抗力による災害により発生した不具合。
⑤施工当時実用化された技術では予測が不可能な現象による不具合。
⑥その他弊社の責に帰さない事由によるもの。

5-6　不具合を放置したために拡大した被害に関するもの

①保証期間経過後に申し出たものまたは保証期間内に生じたものでも発見後１年以上申し出がなかった場合。
②保証書または保証書発行申請書の原本を紛失した場合、あるいは保証書または保証書発行申請書に事実と異なる記載がある場合。

保証書発行の流れ

伝達方法 T：電話、口頭 E：電子メール F：FAX P：郵便 H：手渡し